

令和3年度 他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援 (派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)事業委託仕様書

他の自治体の児童相談所へ職員を派遣して人材を養成する取組への支援(派遣研修に係る広域的なマッチングによる支援)として子どもの虹情報研修センターにおいてマッチングサイト開設し、派遣研修の実施を促す。

1. 事業の目的

児童相談所の設置促進及び児童福祉司、児童心理司や一時保護所職員等(候補者を含む。)の資質の向上を図るため、他の地方自治体の児童相談所での実務を経験するために広域的なマッチングによる支援を図ることを目的とする。

2. 委託業務内容

(1) 他の自治体からの派遣職員の受入れを希望する自治体の希望条件等を掲示できるようにする。

- ・希望する職員の業務内容及び人数
- ・希望する派遣研修の目的(児相設置予定の派遣研修/資質向上のための派遣研修)
- ・希望する職員の保有資格、勤務経験等
- ・希望する職員の派遣の形態
- ・派遣期間
- ・特記事項
- ・照会先(担当者名) 等

(2) 他の自治体の児童相談所への職員派遣を希望する自治体の希望条件等を掲示できるようにする。

- ・希望する職員の業務内容及び人数
- ・希望する派遣研修の目的(児相設置予定の派遣研修/資質向上のための派遣研修)
- ・希望する職員の保有資格、勤務経験等
- ・希望する職員の派遣の形態
- ・派遣期間
- ・特記事項
- ・照会先(担当者名) 等

(3) データの入力方法等のシステムに関する照会に対応する。

3. 実施時期

契約締結日から令和4年3月31日までの期間とし、2については、令和3年11月1日から運用を開始すること。

※ 令和3年(契約締結日)から令和5年3月末までの2か年を基本(ただし、国の財政事情、事業の実施状況等によりこれを必ず保証するものではない。)とする。

4. 留意事項

・旅費、通信費、印刷費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。

- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター(以下「センター」という。)に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、センター担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、センター担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、センターの責めに帰すべきものを除の実施状況等)
- ・事業実績報告書は、各年度終了後の4月10日までに提出すること。